

◎ 少年矯正施設における視察委員会設置案の検討について

	制度概要	メリット	デメリット
第1案 施設別設置型案	少年院及び少年鑑別所に一つずつ視察委員会を設置する。	(運用面) 刑事施設における実績があり、制度は単純明快である。 (経費面) なし (人材面) 地元に着した委員となる人材を確保でき、地域広報にも資する。	(運用面) 地方の少年鑑別所等の小規模施設では、事務量の負担が大となる。 (経費面) 全庁に設置するために経費が増大する。 (人材面) 地方の施設では、委員の人材確保が難しくなる。
第2案 地域別設置型案	近隣の少年院及び少年鑑別所を一つのエリア(地域)で括り、そのエリアごとに一つの視察委員会を設置する。おおむね3、4庁で一つのエリアを想定。	(運用面) 第4案と比較し、近隣(地理的にもそれほど離れていない)の少年院及び少年鑑別所を一つのエリアとするために、実際に各施設の視察に出かける際にも無理なく行くことができる。 (経費面) 第1案と比較し、全庁設置ではないので経費削減となる。 (人材面) 広い地域から委員となる人材を確保するために、優れた人材を確保することができる。 (その他) 少年院及び少年鑑別所の両方を視察することになり、少年矯正全般に対する理解が得られ、有効な意見を戴ける可能性がある。	(運用面) 各施設で設置する場合に比べ、ややきめ細やかさ欠ける。 (経費面) なし (人材面) 結局、大規模施設を中心に委員となる人材を確保することになる可能性がある。 (その他) 地域によっては、移動等、委員に相当の負担が生じる。
第3案 組織別設置型案 (院・鑑別設置型案)	少年院、少年鑑別所それぞれ異なる形態の視察委員会を設置する。少年院は、第1案又は第2案の視察委員会を設置し、少年鑑別所には、各矯正管区の一つずつ設置する。	【少年院】 第1案又は第2案のメリットが該当する。 ----- 【少年鑑別所】 (運用面) 第2案と比較し、実際に視察委員会を開催したり、矯正管区内の各施設に対する視察スケジュールを立てる業務等は、矯正管区で行うことになるので、ある施設だけに事務量の負担が掛かるということはなくなる。 (経費面) 第1案と比較し、全庁設置ではないので経費削減となる。 (人材面) 第2案と比較し、第2案よりも広い地域から委員となる人材を確保するために、優れた人材を確保することができる。 (その他) より広い範囲で少年鑑別所を視察することになるため、少年鑑別所運営の標準化が図られる。	【少年院】 第1案又は第2案のデメリットが該当する。 ----- 【少年鑑別所】 (運用面) 第2案と比較し、各矯正管区というエリアとするために、矯正管区から遠方の施設もあり、実際に各施設の視察に出かける際には委員の負担が増大する。例えば、東京矯正管区管内には、12庁の少年鑑別所があるが、現実に視察できるのか疑問であり、現実には、年に一度も視察に行けない施設が発生する。 (経費面) なし (人材面) 第2案と比較し、各矯正管区単位であると、いくつもの都道府県をまたいでエリアを設置することになるので、弁護士の人選が難しくなる。また、地元に着した委員がいない或いは少ないため、地域事情が考慮されなくなる。 (その他) 地域によっては、交通機関、地形等の関係で視察に行く場合の不便さがあり、また、矯正管区ごとに施設数が異なっているので、委員から不公平感がでる可能性がある。
第4案 矯正管区設置型案	各矯正管区の一つずつ視察委員会を設置する。矯正管区管内の少年院及び少年鑑別所全てを担当することになる。	第3案【少年鑑別所】のメリットが該当する。	第3案【少年鑑別所】のデメリットが該当する。